



熊本県公報

第11727号
平成20年8月5日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による医療機関の変更…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた
生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (") 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた
生活保護法の規定による医療機関の変更…………… (") 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた
生活保護法の規定による医療機関の再開…………… (") 3
- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)…………… (高齢者支援総室) 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防通所介護)
…………… (") 4

公 告

- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不明者
に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 4
- 開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 開発行為工事完了公告…………… (") 5
- 熊本県コンテンツ管理システム等一式の賃貸借…………… (広報課) 5

登 載 依 頼

- 熊本県下益城郡富合町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市
町の廃置分合に係る訓令…………… (学校人事課) 7
- 熊本県私立学校審議会の開催…………… (私学文書課) 7
- 平成20年3月23日執行の熊本県知事選挙の公職の候補者の選挙運
動に関する収支報告書…………… (選挙管理委員会) 8

告 示

熊本県告示第710号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次の指定医療機
関から変更の届出があった。
平成20年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変 更 年 月 日
	旧	新	
仲山医院	所 在 地		平成20年3月 5日
	玉名市滑石964	玉名市滑石936	

(歯科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	旧	
木下歯科医院	所 在 地		平成14年5月 1日
	山鹿市菊鹿町下内田 586	山鹿市菊鹿町下内田 598番地1	

熊本県告示第711号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成20年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
高田胃腸科内科	八代市大村町350番地	平成20年6月 3日
堀田循環器内科分院	天草市天草町大江1759番3	平成20年6月 1日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
たかやまデンタルクリニック	菊池郡大津町室400番地1	平成20年6月 2日

(薬局)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
つばみ調剤薬局	菊池郡菊陽町光の森三丁目17番地7	平成20年6月 3日

熊本県告示第712号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成20年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	旧	
清風薬局免田店	所 在 地		平成20年4月7日
	球磨郡あさぎり町免田東1699	球磨郡あさぎり町上北167	

熊本県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から再開の届出があった。

平成20年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護ステーション)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
訪問介護ステーションほたる	宇城市松橋町松橋106番地2	平成20年5月17日

熊本県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年8月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字堅津山 3357番5地先から 同所 3351番1地先まで	155.0	緊道整 B防災

2 供用を開始する期日 平成20年8月5日

熊本県告示第715号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成20年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所

熊本県葦北郡芦北町大字簸瀬字家川内133番1、133番4、135番1、字本迫又294番、297番、299番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第716号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
 平成20年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターあんみつ姫 宇城市松橋町南豊崎72番地	有限会社かぐや姫	平成20年8月1日

熊本県告示第717号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
 平成20年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターあんみつ姫 宇城市松橋町南豊崎72番地	有限会社かぐや姫	平成20年8月1日

公 告

熊本県公告第539号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を八代市役所に掲示する。
 平成20年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
 嶽本 伊勢松、鍛治 小吉
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成20年7月1日付け熊本県告示第643号による。

熊本県公告第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
 平成20年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 合志市須屋字樺山1443番、同1446番の一部、同1447番1の一部、同1447番4の一部及び同1447番5の一部、宇小迫1526番3の一部並びに里道の一部
 2,887.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市田迎五丁目4番6号
 熊本タカスギ株式会社

熊本県公告第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡大津町大字杉水字水口3327番1
 4,601.04平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 静岡市清水区入船町11番1号
 鈴與株式会社

熊本県公告第542号

次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成20年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 貸付物件
 コンテンツ管理システム等一式
 - (2) 貸付物件の規格、品質等
 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借受期間
 平成20年11月1日から平成25年10月30日まで
 - (4) 運用開始日
 平成21年2月1日
 - (5) 納入場所
 要求仕様による。
 - (6) 入札方法
 ア 入札方法は、総合評価一般競争入札とし、入札書及び提案書等を提出すること。
 イ 入札金額は、熊本県コンテンツ管理システム導入等に要する一切の費用とし、5年間（60カ月）のリース総額を記載すること。
 ウ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 エ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 オ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
 カ 提案書は、提案作成要領により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目のリース・レンタル（業種：OA機器類）の入札参加資格を有すると決定された者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていた者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていた者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 5の（4）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に

- 限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成20年8月5日(火)から平成20年8月15日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
 熊本県総合政策局広報課(県庁行政棟本館4階)
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2027
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
 4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 ア 交付期間
 平成20年8月5日(火)から平成20年8月15日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 イ 交付場所
 4に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 ア 日時
 平成20年8月11日(月)午前10時から
 イ 場所
 熊本県庁行政棟本館10階1001会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時
 平成20年8月28日(木)午前10時から
 イ 場所
 熊本県庁行政棟本館8階802会議室
- (5) 入札書の提出方法
 5の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成20年8月27日(水)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 免除する。
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 記名押印を欠く入札
 エ 金額を訂正した入札
 オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 カ 明らかに連合によると認められる入札
 キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 ク 2以上の意思表示をした入札
 ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 ア 予定価格の範囲内の入札価格で有効な入札書を提出した者について、総合評価のための提案書を受付け、評価を行う。
 イ 総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしているかを判定し、これを満たしている者には、「落札者決定基準」に示す各項目の評価に応じ1,050点の範囲内で得点(以下「技術評価点」という。)を与える。
 ウ 入札価格については、「 $450点 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$ 」により点数化し、価格点を与える。
 エ 上記により算出された技術評価点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。なお、落札者となるべき者の当該入札価格が、「低入札価格調査事務処理要領」(平成15年熊本県告示第366号)により基準価格に満たない金額である場合は、同要領に基づく調査・審査の結果、その者を落札者としがないことがある。

オ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が高い者
 者を落札者とし、それでも同点の場合、当該入札者の中からくじ引きに立ち会わない
 者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に關係の
 ない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 最低制限価格

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から7日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県教育委員会訓令第11号

本庁各課
各地方機関

熊本県下益城郡富合町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成20年8月5日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県下益城郡富合町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令

平成20年1月30日付け総務省告示第43号に基づき、下益城郡富合町を廃し、その区域を熊本市に編入する処分の効力が生じる際、現に富合町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、市町の廃置分合の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県熊本市公立学校教職員に任命され、現に勤務する所属に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成20年10月6日から施行する。

熊本県私立学校審議会公告第1号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

平成20年8月5日

熊本県私立学校審議会

1 開催日時

平成20年8月12日（火）

午後1時30分から午後3時30分まで（予定）

2 開催場所

水前寺共済会館6階スカイルーム（熊本市水前寺一丁目33-18）

3 議題

【 諮問事項 】

(1) 中学校関係

①熊本マリスト学園中学の収容定員減に係る学則変更認可（公開）

(2) 幼稚園関係

①竜北東光幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可（公開）

②小国幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可（公開）

③あそひかり幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可（公開）

(3) 専修学校関係

- ①九州中央リハビリテーション学院の設置目的の変更認可（公開）
 - ②専修学校の設置者変更認可（非公開）
 - 【 事前協議事項 】
 - (1) 高等学校関係
 - ①開新高等学校の土木建築科及び電気情報科新設に係る事業計画（公開）
 - ②国府高等学校のビジネス科新設に係る事業計画（公開）
 - (2) 幼稚園関係
 - ①九州学院みどり幼稚園の収容定員増に係る事業計画（公開）
- ※議事は変更することがある。
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部私学文書課中高等班）
(096-333-2064)

熊本県管理委員会告示第90号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づき、平成20年3月23日執行の熊本県知事選挙の各候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成20年8月5日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年3月23日執行熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 34,675,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岩下 栄一	所属党派	無所属	期 間	1月25日から	第1回分
出納責任者氏名	丸山 衛				3月23日まで	
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	1,164,300	
松本 泰吾	無職	200,000		家 屋 費	1,885,510	
木村 ワカ子	無職	1,000,000		選挙事務所費	1,837,525	
山口 卓雄	医師	1,000,000		集会会場費	47,985	
三浦 ヨシエ	無職	1,000,000		通 信 費	6,970	
蔵元 昭一	医師	500,000		交 通 費	1,310,800	
泉 清	会社社長	500,000		印 刷 費	756,157	
坂口 頼邦	会社社長	500,000		広 告 費	16,202	
工藤 昌一郎	医師	300,000		文 具 費	16,004	
木村 芳男	会社役員	500,000		食 糧 費		
渡辺 マチ子	無職	200,000		休 泊 費		
石橋 ヒサ子	無職	200,000		雑 費		
塩見 佳代	無職	1,000,000				
藤崎 茂久	元会社員	200,000				
大塚 唯雄	会社役員	300,000				
その他の寄附	0件	0				
その他の収入		0				
今 回 計		7,400,000	今 回 計		5,155,943	
前 回 計		0	前 回 計		0	
総 計		7,400,000	総 計		5,155,943	
報告書受理年月日	平成20年4月7日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年3月23日執行熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 34,675,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	蒲島 郁夫	所属党派	無所属	期 間	2月20日から	第1回分
出納責任者氏名	井上 尊文				4月4日まで	
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	1,870,000	
熊本に夢の会	政治団体	10,000,000		家 屋 費	2,569,690	
				選挙事務所費	2,569,690	
				集会会場費		
				通 信 費	2,535,244	
				交 通 費	2,795,225	
				印 刷 費	79,754	
				広 告 費	138,085	
				文 具 費		
				食 糧 費	708,952	
				休 泊 費		
				雑 費		
その他の寄附	15件	105,730				
その他の収入		5,500,000				
今 回 計		15,605,730	今 回 計		10,696,950	
前 回 計		0	前 回 計		0	
総 計		15,605,730	総 計		10,696,950	
報告書受理年月日	平成20年4月7日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年3月23日執行熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 34,675,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	蒲島 郁夫	所属党派	無所属	期 間	2月27日から	第2回分
出納責任者氏名	井上 尊文		4月18日まで			
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集合会場費		104,945
				通 信 交 通 印 刷 広 告 文 具 食 糧 休 泊 雑 費		104,945 575,490
その他の寄附 その他の収入						226,897
今 回 計	0			今 回 計	1,108,363	
前 回 計	15,605,730			前 回 計	10,696,950	
総 計	15,605,730			総 計	11,805,313	
報告書受理年月日	平成20年4月18日			第2回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年3月23日執行熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 34,675,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	蒲島 郁夫	所属党派	無所属	期 間	4月7日から	第3回分
出納責任者氏名	井上 尊文		4月30日まで			
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集合会場費		713,030
				通 信 交 通 印 刷 広 告 文 具 食 糧 休 泊 雑 費		713,030
その他の寄附 その他の収入	件					
今 回 計	0			今 回 計	713,030	
前 回 計	15,605,730			前 回 計	11,805,313	
総 計	15,605,730			総 計	12,518,343	
報告書受理年月日	平成20年5月8日			第3回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年3月23日執行熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,675,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鎌倉 孝幸	所属党派	無所属	期 間	2月17日から 3月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	鎌倉 守三					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 家 費 件 屋 費	選挙事務所費	965,000
鎌倉孝幸後援会	政治団体	4,740,000			集会会場費	302,000
西川 通子	会社役員	1,000,000		通 交 信 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 泊 費 雑 費		287,000
						15,000
その他の寄附		0				2,739,994
その他の収入		0				970,000
今 回 計		5,740,000		今 回 計		15,272
前 回 計		0		前 回 計		88,687
総 計		5,740,000		総 計		20,053
報告書受理年月日	平成20年4月3日					5,101,006
						5,101,006
						第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年3月23日執行熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,675,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鎌倉 孝幸	所属党派	無所属	期 間	4月10日から 4月25日まで	第2回分
出納責任者氏名	鎌倉 守三					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 家 費 件 屋 費	選挙事務所費	
					集会会場費	
				通 交 信 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 泊 費 雑 費		214,913
その他の寄附	0件	0				
その他の収入		0				
今 回 計		0		今 回 計		36,330
前 回 計		5,740,000		前 回 計		251,243
総 計		5,740,000		総 計		5,101,006
報告書受理年月日	平成20年4月30日					5,352,249
						第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年3月23日執行熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 34,675,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	北里 敏明	所属党派	無所属	期 間	1月4日から	第 1 回分
出納責任者氏名	北里 昭		4月3日まで			
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費		1,529,000
				家 屋 費		6,157,855
					選挙事務所費	5,031,625
					集会会場費	1,126,230
				通 信 費		3,346,445
				交 通 費		1,474,213
				印 刷 費		7,586,660
				広 告 費		3,446,198
				文 具 費		771,623
				食 糧 費		605,650
				休 泊 費		472,595
				雑 費		533,167
その他の寄附						
その他の収入		34,000,000				
今 回 計		34,000,000		今 回 計		24,923,406
前 回 計				前 回 計		
総 計		34,000,000		総 計		25,923,406
報告書受理年月日	平成20年4月7日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年3月23日執行熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 34,675,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	北里 敏明	所属党派	無所属	期 間	3月27日から	第 2 回分
出納責任者氏名	北里 昭				4月14日まで	
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費		1,278,900
				家 屋 費		266,256
					選挙事務所費	183,436
					集会会場費	82,820
				通 信 費		479,362
				交 通 費		1,449,900
				印 刷 費		
				広 告 費		21,000
				文 具 費		
				食 糧 費		68,145
				休 泊 費		1,365
その他の寄附	件					
その他の収入						
今 回 計		0		今 回 計		3,564,928
前 回 計		34,000,000		前 回 計		25,923,406
総 計		34,000,000		総 計		29,488,334
報告書受理年月日	平成20年5月7日			第2回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年3月23日執行熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,675,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	矢上 雅義	所属党派	無所属	期 間	2月26日から 4月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	吉松 孝雄					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	788,700	
矢上雅義火の国後援会	政治団体	3,070,000		家 屋 費	250,000	
				選挙事務所費	250,000	
				集合会場費		
				通 信 費	1,290	
				通 信 費	23,840	
				印 刷 費	2,746,520	
				広 告 費	2,361,781	
				文 具 費	143,481	
				食 糧 費	35,814	
				休 泊 費	15,596	
その他の寄附		0				
その他の収入		3,500,000				
今 回 計		6,570,000		今 回 計	6,367,022	
前 回 計		0		前 回 計		
総 計		6,570,000		総 計	6,367,022	
報告書受理年月日	平成20年4月4日			第1回報告分		